【閲覧資料】

附 属 機 関 等 の 概 要

（1面）

1 名　　称	宮崎県学校教育改革推進協議会 【平成30年度廃止】	
2 区　　分	□ 附属機関（地方自治法第138条の4第3項に基づくもの） ■ 私的諮問機関（有識者等の意見を県政に反映するための懇話会等）	
3 設 置 根 拠	宮崎県学校教育改革推進協議会設置要綱	
4 設 置 目 的	本県の学校教育改革及び宮崎県立学校教育整備計画の推進に係る意見を広く聴取し、その在り方を構想するため、宮崎県学校教育改革推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。	
5 担 任 事 務 （協議事項）	協議会は、本県の学校教育改革及び県立学校の教育整備計画に関する事項について協議する。	
6 会議の開催状況 （平成30年度）	① 開催期日 開催実績なし ② 主な審議事項	
7 会議の公開 （傍聴）	公開（傍聴）の状況	□ 公開（傍聴可） ■ 非公開（傍聴不可） 非公開の理由 公にすることにより、率直な意見の交換が損なわれると認められるもの、また、不当に県民の間に混乱を生じると認められるものであるため □ 未定
	議事録又は議事概要等の公表	■ 有り 閲覧場所： 県庁ホームページへの掲載：　■ 有り　□ 無し □ 無し □ 未定
8 所管課（室）名	教育庁　高校教育課　学校教育計画担当 電　話：内線　3347　（直通）0985－44－2601	

（2面）

9　構成員の名簿

平成31年3月31日現在

区　分	氏　名	所属等	備考 （専門部会等）
昨年度開催実績がないため、委嘱を行っていない			